

宮 城 県 公 報

令和 7 年 5 月 16 日（金）
定期第 600 号

目 次

規則

- 心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則（障害福祉課）

告示

- 令和元年宮城県告示第 933 号（非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の全部改正（職員厚生課）
- 平成 8 年宮城県告示第 562 号（非常勤職員公務災害補償等条例に基づく介護補償の額）の全部改正（同）
- 公有水面埋立ての免許出願（漁港整備推進室）
- 保安林の指定の解除の予定（森林整備課）
- 建設業の営業の停止（事業管理課）
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出（大河原地方振興事務所）
- 土地改良区の定款変更の認可（2 件）（仙台地方振興事務所）

公告

- 開発行為に関する工事の完了（建築宅地課）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（教育庁教育企画室）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（教育庁高校財務・就学支援室）

心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 5 月 16 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第 107 号

心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 心身障害者扶養共済条例施行規則（昭和 45 年宮城県規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
様式第 4 号（第 4 条関係） 障害証明書 ⑩障害基礎年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当受給の有無 有 障害基礎年金(証書の記号番号) 特別児童扶養手当(受給者記号番号) 特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当 (認定通知交付番号) ・無 [略] [略]	様式第 4 号（第 4 条関係） 障害証明書 ⑩障害基礎年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当受給の有無 有 障害基礎・特児(証書の記号番号) 特障・障児・福祉手当 (認定通知交付番号) ・無 [略] [略]

様式第 18 号中「

明治	年	月	日
大正			
昭和			
平成			

」を「

大正	年	月	日
昭和			
平成			
令和			

」に、「平成 21 年 4 月改訂」を「令和 7 年 4 月改訂」に改める。

第 2 条 心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

様式第 21 号（第 11 条関係）

（表）

[略]			
心身障害者扶養共済制度			
年	金	証	書
[略]			

（裏）

1～4	[略]
5	[略]
(1)	[略]
(2)	<u>拘禁刑</u> に処せられ、刑の執行を受けているとき。
(3)	[略]
6～10	[略]

様式第 34 号（第 19 条関係）

[略]	
年金支給停止事由発生・消滅届	

様式第 21 号（第 11 条関係）

（表）

[略]			
心身障害者扶養共済制度			
年	金	証	書
[略]			

（裏）

1～4	[略]
5	[略]
(1)	[略]
(2)	<u>懲役又は禁固の刑</u> に処せられ、刑の執行を受けているとき。
(3)	[略]
6～10	[略]

様式第 34 号（第 19 条関係）

[略]	
年金支給停止事由発生・消滅届	

[略]	
支給停止事由発生の内容	1 [略] 2 心身障害者が <u>拘禁刑</u> に処せられ刑の執行を受けている。 3 [略]
支給停止事由消滅の内容	1 [略] 2 心身障害者が <u>拘禁刑</u> の執行を解かれた。 3 [略]
[略]	

[略]	
支給停止事由発生の内容	1 [略] 2 心身障害者が <u>懲役・禁固の刑</u> に処せられ刑の執行を受けている。 3 [略]
支給停止事由消滅の内容	1 [略] 2 心身障害者が <u>懲役・禁固の刑</u> の執行を解かれた。 3 [略]
[略]	

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正前の心身障害者扶養共済条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の心身障害者扶養共済条例施行規則の規定によるものとみなす。

宮城県告示第329号

非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額

令和元年宮城県告示第933号（非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の全部を改正する。

令和7年5月16日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

非常勤職員公務災害補償等条例（昭和42年宮城県条例第41号）第5条の2第1項に規定する年金たる補償に係る補償基礎額及び第5条の3第1項に規定する休業補償に係る補償基礎額の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第11項及び第13項の規定に基づき総務大臣が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額の例によるものとする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、令和7年5月16日から施行し、改正後の非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和7年4月1日前の期間における年金たる補償に係る補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額については、改正前の非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。

宮城県告示第330号

非常勤職員公務災害補償等条例に基づく介護補償の額

平成8年宮城県告示第562号（非常勤職員公務災害補償等条例に基づく介護補償の額）の全部を改正する。

令和7年5月16日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

非常勤職員公務災害補償等条例（昭和42年宮城県条例第41号）第10条の2第1項の知事が定める金額は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第30条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額の例によるものとする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、令和7年5月16日から施行し、改正後の非常勤職員公務災害補償等条例に基づく介護補償の額の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和7年4月1日前の期間における介護補償の額については、改正前の非常勤職員公務災害補償等条例に基づく介護補償の額の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。

宮城県告示第331号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり免許出願があった。

なお、同法第 3 条第 1 項に規定する出願及び関係図書の縦覧は、宮城県水産林政部漁港整備推進室及び宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部で行う。

令和 7 年 5 月 16 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 出願年月日

令和 7 年 5 月 7 日

2 出願人の名称

宮城県

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位 置

特定第 3 種気仙沼漁港区域内

宮城県気仙沼市潮見町 51－8、潮見町 2 丁目 171 番 3 及び宮城県気仙沼市一景島 271 番並びに宮城県気仙沼市朝日町 2 番 1 に隣接する公有水面

イ 区 域

次の①の地点から⑰の地点までを順次に結んだ線及び⑰の地点と①の地点を結ぶ、満潮位（D.L＋1.600m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

基点の地点：気仙沼市潮見町地内に設置された基準点（北緯 38 度 53 分 33.7004 秒、東経 141 度 35 分 09.3131 秒）

①の地点	起点の地点から	2 度 35 分 40 秒	36.45mの地点
②の地点	①の地点から	320 度 27 分 31 秒	61.44mの地点
③の地点	②の地点から	320 度 14 分 34 秒	10.80mの地点
④の地点	③の地点から	320 度 28 分 02 秒	9.97mの地点
⑤の地点	④の地点から	320 度 23 分 29 秒	31.23mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	334 度 51 分 40 秒	31.86mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	64 度 48 分 11 秒	11.67mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	101 度 29 分 57 秒	0.36mの地点
⑨の地点	⑧の地点から	64 度 47 分 37 秒	1.19mの地点
⑩の地点	⑨の地点から	154 度 58 分 31 秒	1.35mの地点
⑪の地点	⑩の地点から	221 度 17 分 37 秒	0.35mの地点
⑫の地点	⑪の地点から	124 度 30 分 16 秒	228.15mの地点
⑬の地点	⑫の地点から	214 度 30 分 19 秒	14.84mの地点
⑭の地点	⑬の地点から	320 度 42 分 47 秒	14.84mの地点
⑮の地点	⑭の地点から	310 度 47 分 23 秒	60.63mの地点
⑯の地点	⑮の地点から	39 度 57 分 40 秒	0.33mの地点
⑰の地点	⑯の地点から	310 度 04 分 26 秒	0.68mの地点

ウ 面 積

6,410.23 m²（埋立区域）

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位 置

特定第 3 種気仙沼漁港区域内

宮城県気仙沼市潮見町 51－8、潮見町 2 丁目 171 番 3 及び宮城県気仙沼市一景島 271 番並びに宮城県気仙沼市朝日町 2 番 1 に隣接する公有水面

イ 区 域

次の㊶の地点から㊿の地点までを順次に結んだ線及び㊿の地点と㊶の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点の地点：気仙沼市潮見町地内に設置された基準点（北緯 38 度 53 分 33.7004 秒、東経 141 度 35 分 09.3131 秒）

㊶の地点	基点の地点から	354 度 20 分 08 秒	16.96mの地点
㊷の地点	㊶の地点から	320 度 27 分 32 秒	74.37mの地点
㊸の地点	㊷の地点から	320 度 14 分 35 秒	10.83mの地点
㊹の地点	㊸の地点から	320 度 28 分 22 秒	9.96mの地点
㊺の地点	㊹の地点から	320 度 23 分 26 秒	33.13mの地点
㊻の地点	㊺の地点から	334 度 51 分 43 秒	43.75mの地点
㊼の地点	㊻の地点から	64 度 48 分 11 秒	13.77mの地点
㊽の地点	㊼の地点から	334 度 56 分 41 秒	48.83mの地点
㊾の地点	㊽の地点から	64 度 57 分 18 秒	81.34mの地点
㊿の地点	㊾の地点から	124 度 30 分 16 秒	61.88mの地点
㊶の地点	㊿の地点から	154 度 57 分 19 秒	59.20mの地点
㊶の地点	㊶の地点から	124 度 30 分 17 秒	100.17mの地点
㊶の地点	㊶の地点から	124 度 30 分 16 秒	115.16mの地点
㊶の地点	㊶の地点から	211 度 42 分 02 秒	70.27mの地点
㊶の地点	㊶の地点から	301 度 42 分 01 秒	37.23mの地点
㊶の地点	㊶の地点から	237 度 20 分 10 秒	59.73mの地点
㊶の地点	㊶の地点から	327 度 20 分 09 秒	73.98mの地点
㊶の地点	㊶の地点から	304 度 30 分 19 秒	31.93mの地点

ウ 面 積

39,341.19 m²（施行区域）

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 縦覧期間

令和 7 年 5 月 1 6 日から令和 7 年 6 月 6 日まで

宮城県告示第332号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和7年5月16日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所
加美郡加美町字漆沢筒砂子 1-77（国有林）、1-83（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 解除の理由
道路用地とするため
 - 2 (1) 解除予定保安林の所在場所
加美郡加美町字漆沢筒砂子 1-77（国有林）
 - (2) 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
 - (3) 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第333号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 28 条第 3 項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

令和 7 年 5 月 16 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 処分をした年月日

令和 7 年 5 月 16 日

2 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び 代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号 (宮城県知事許可)
遠藤興業株式会社 遠藤 治興	石巻市大街道南二丁目 9 番 13 号	般特—4 第 3055 号

3 処分の内容

法第 28 条第 3 項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に関する営業のうち公共工事に係るもの

2 営業停止期間

令和 7 年 5 月 30 日から 7 月 28 日までの 60 日間

4 処分の原因となった事実

遠藤興業株式会社の元従業員は、石巻市発注の制限付き一般競争入札に関して、公正な入札を害する行為を行った。

これにより、令和 6 年 11 月 11 日に仙台地方裁判所から公契約関係競売入札妨害罪により懲役 1 年（執行猶予 3 年）の判決を受け、その刑が確定した。

このことは、法第 28 条第 1 項第 2 号に該当する。

宮城県告示第334号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、川崎町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和 7 年 5 月 16 日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 田 村 賢 治

1 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和 7 年 5 月 1 日	今 田 勝 春	柴田郡川崎町大字今宿野上町 32 番地	理 事
令和 7 年 5 月 1 日	大 宮 悟	柴田郡川崎町大字前川字浪形 120 番地 1	理 事
令和 7 年 5 月 1 日	大 宮 正 春	柴田郡川崎町大字前川字槻木 1 番地	理 事
令和 7 年 5 月 1 日	佐 藤 憲	柴田郡川崎町大字前川字新町 33 番地	理 事
令和 7 年 5 月 1 日	大 宮 三 男	柴田郡川崎町大字前川字中町 37 番地	理 事
令和 7 年 5 月 1 日	藤 枝 磨	柴田郡川崎町大字川内字佐山 5 番地 1	理 事
令和 7 年 5 月 1 日	佐 藤 恒 一	柴田郡川崎町大字支倉字末沢 113 番地 2	理 事
令和 7 年 5 月 1 日	佐 藤 勝 芳	仙台市若林区連坊小路 52 番 2 フローレンス 連坊小路 G A 119	理 事
令和 7 年 5 月 1 日	高 山 信 弘	柴田郡川崎町大字支倉字日向 40 番地 3	理 事
令和 7 年 5 月 1 日	眞 壁 重 一	柴田郡川崎町大字支倉字中音無 4 番地	理 事
令和 7 年 5 月 1 日	藤 原 忠 一	柴田郡川崎町大字川内字高欠 1 番地	理 事
令和 7 年 5 月 1 日	岡 田 熊 吉	柴田郡川崎町大字今宿松峯 15 番地 1	理 事
令和 7 年 5 月 1 日	佐 藤 長 一	柴田郡川崎町大字支倉上針 17 番地	理 事
令和 7 年 5 月 1 日	大 宮 美喜子	柴田郡川崎町大字前川字中道北 93 番地 3	監 事
令和 7 年 5 月 1 日	小 國 博 之	柴田郡川崎町大字支倉字山口 138 番地 3	監 事
令和 7 年 5 月 1 日	大 宮 義 紀	柴田郡川崎町大字前川字中西 49 番地	監 事

2 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和 7 年 4 月 30 日	丹 野 國 義	柴田郡川崎町大字川内字河原前 40 番地 3	理 事
令和 7 年 4 月 30 日	福 島 幸 一	柴田郡川崎町大字前川字鈎取山 2 番地 20	理 事
令和 7 年 4 月 30 日	大 宮 正 春	柴田郡川崎町大字前川字槻木 1 番地	理 事
令和 7 年 4 月 30 日	佐 藤 憲	柴田郡川崎町大字前川字新町 33 番地	理 事
令和 7 年 4 月 30 日	大 宮 三 男	柴田郡川崎町大字前川字中町 37 番地	理 事
令和 7 年 4 月 30 日	藤 枝 磨	柴田郡川崎町大字川内字佐山 5 番地 1	理 事
令和 7 年 4 月 30 日	佐 藤 恒 一	柴田郡川崎町大字支倉字末沢 113 番地 2	理 事
令和 7 年 4 月 30 日	佐 藤 勝 芳	仙台市若林区連坊小路 52 番 2 フローレンス 連坊小路 G A 119	理 事
令和 7 年 4 月 30 日	高 山 信 弘	柴田郡川崎町大字支倉字日向 40 番地 3	理 事
令和 7 年 4 月 30 日	眞 壁 重 一	柴田郡川崎町大字支倉字中音無 4 番地	理 事
令和 7 年 4 月 30 日	藤 原 忠 一	柴田郡川崎町大字川内字高欠 1 番地	理 事
令和 7 年 4 月 30 日	佐々木 英 俊	柴田郡川崎町大字今宿字前坂 5 番地 7	理 事
令和 7 年 4 月 30 日	佐 藤 長 一	柴田郡川崎町大字支倉上針 17 番地	理 事
令和 7 年 4 月 30 日	今 田 勝 春	柴田郡川崎町大字今宿野上町 32 番地	監 事
令和 7 年 4 月 30 日	小 國 博 之	柴田郡川崎町大字支倉字山口 138 番地 3	監 事

令和7年4月30日	大 宮 義 紀	柴田郡川崎町大字前川字中西 49 番地	監 事
-----------	---------	---------------------	-----

宮城県告示第335号

名取土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、令和 7 年 5 月 7 日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和 7 年 5 月 16 日

宮城県仙台地方振興事務所
所長 嘉 藤 俊 雄

宮城県告示第336号

亘理土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、令和 7 年 5 月12日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和 7 年 5 月16日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 嘉 藤 俊 雄

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 7 年 5 月 16 日

1	工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	宮城県知事 村 井 嘉 浩 多賀城市八幡字庚田 18 番、19 番、20 番
2	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	大阪市北区大淀中一丁目 1 番 30 号 積水ハウス不動産株式会社

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和 7 年 5 月 16 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

(1) 調達案件及び数量

宮城県立高等学校教育用コンピュータ賃貸借（8 校） 一式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 賃貸借期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで

(4) 設置場所

宮城県松島高等学校、宮城県岩出山高等学校、宮城県泉松陵高等学校、
宮城県蔵王高等学校、宮城県塩釜高等学校、宮城県気仙沼高等学校、宮
城県仙台二華高等学校、宮城県東松島高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

(3) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(4) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

(7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

イ 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及

び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

ロ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ニ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ホ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(8) 過去2年以内に国又は地方公共団体等と、本調達と同規模程度の機器賃貸借及び保守契約を締結し、2回以上履行した実績(複数年契約しているものにあつては、履行開始から12月以上経過しているものを含む。)を有すること。

(9) 賃貸借機器に対する迅速な保守及び修理の体制(出張所、代理店等を含むものとし、委託する場合を含む。)が整備されていること。

(10) 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話 022-211-3335)へ令和7年5月30日(金)午後5時までに提出すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムの利用

イ 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

ロ 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に

定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

- (2) 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980—8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県教育庁教育企画室情報化推進班 電話 022—211—3612

- (3) 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和7年6月2日(月)まで(2)あて申し出ること。

- (4) 一般競争入札参加資格審査

イ 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム(以下「システム」という。)により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和7年6月2日(月)午前9時から令和7年6月10日(火)午後5時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ロ 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和7年6月10日(火)午後5時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ハ 開札日までの間において、イ又はロにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札書の提出期限等

イ システムを用いて入札する場合

入札期間 令和7年6月16日(月)午前9時から令和7年6月24日(火)午後5時まで

ロ 書面により入札書を提出する場合

(イ) 日時 令和7年6月24日(火)午後5時

(ロ) 場所 (2)に同じ

(ハ) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便により(イ)の日時までには到達するように提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、(6)の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(ニ) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

- (6) 開札の日時及び場所

令和7年6月25日(水)午前10時

宮城県行政庁舎16階 教育企画室内

4 入札に参加することができない者 2に定める資格を有しない者

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 財務規則(昭和39年宮城県規則第7号)第97条及び第98条の規定による。

- (3) 契約保証金 財務規則第 113 条及び第 114 条の規定による。
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- (5) 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、1 月当たりの賃借料に賃貸借期間月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無
- (8) 契約書作成の要否 要
- (9) 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- (10) この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。
- (11) 詳細は、入札説明書による。

6 概要

Summary

- (1) Nature and Quantity of Items or Services to be Procured:Leasing of computers for educational use for Miyagi Prefectural High Schools (8 schools) (1 set).
- (2) Lease Period :October 1, 2025 to September 30, 2030
- (3) Place of Implementation:Miyagi Prefectural Matsushima High School; Miyagi Prefecture Iwadeyama High School; Miyagi Prefecture Izumi Shoryo High School; Miyagi Prefecture Zao High School; Miyagi Prefecture Shiogama High School; Miyagi Prefecture Kesenuma Senior High School; Miyagi Prefectural Sendai Nika Senior High School; Miyagi Prefecture Higashimatsushima High School
- (4) Deadline and Location for Bid Submission:Information Technology Promotion Section, Education Planning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government.June 24, 2025 (Tue.), 5:00P.M.

- (5) Time and Location of Bid Selection:Education Planning Division, Miyagi Prefectural Government Building 16th Floor
June 25, 2025 (Wed.), 10:00A.M.
- (6) Contact Information:Information Technology Promotion Section, Education Planning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government.
3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8423
Tel.: 022-211-3612
- (7) Language and Currency Used in Contract Procedures:Japanese and Japanese yen only.

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年5月16日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件及び数量 宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借（古川工業高等学校） 1式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 賃貸借期間 令和7年10月1日から令和12年9月30日まで
- (4) 設置場所 宮城県古川工業高等学校（大崎市古川北町4丁目7-1）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

イ 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

ロ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ニ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ホ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(8) 過去2年以内に国又は地方公共団体等と、本調達と同様の内容の機器賃貸借及び保守契約を締結し、2回以上履行した実績（複数年契約しているものにあつては、履行期間が12月以上経過しているものに限る。）を有すること。

(9) 賃貸借機器に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

(10) 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話 022-211-3335）へ令和7年6月2日（月）午後5時までに提出すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムの利用

イ 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

ロ 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

(2) 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県教育庁高校財務・就学支援室管理運営班（電話 022-211-3623）

(3) 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和7年5月23日（金）まで（2）に申し出ること。

(4) 一般競争入札参加資格審査

イ 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和7年6月2日（月）から令和7年6月11日（水）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ロ 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和7年6月11日（水）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ハ 開札日までの間において、イ又はロにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札書の提出期限等

イ システムを用いて入札する場合

入札期間 令和7年6月16日（月）午前9時から令和7年6月25日（水）午後5時まで

ロ 書面により入札書を提出する場合

(イ) 日時 令和7年6月25日(水)午後5時

(ロ) 場所 (2)に同じ

(ハ) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便により(イ)の日時までには到達するように提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、(6)の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(ニ) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(6) 開札の日時及び場所

令和7年6月26日(木)午前9時

宮城県行政庁舎16階 高校財務・就学支援室内

4 入札に参加することができない者

2に定める資格を有しない者及び3の(4)の審査により資格を有しないとされた者

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 財務規則(昭和39年宮城県規則第7号)第97条及び第98条の規定による。

(3) 契約保証金 財務規則第113条及び第114条の規定による。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(5) 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、1月当たりの賃借料に賃貸借期間月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

(8) 契約書作成の要否 要

(9) この契約は、電子契約を選択することができる。

(10) 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

(11) この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。
この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

(12) 詳細は、入札説明書による。

6 概要

Summary

(1) Nature and Quantity of Items or Services to be Procured

Leasing of electronic data processing system for Miyagi Prefectural High Schools
(Miyagi Prefecture Furukawa Technical High School) (1 set).

(2) Lease Period:

From October 1, 2025 to September 30, 2030

(3) Place of Implementation

Miyagi Prefecture Furukawa Technical High School

(4) Deadline and Location for Bid Submission:

Management Section, High School Finance and Enrollment Division, Board of Education
Secretariat, Miyagi Prefecture
June 25, 2025 (Wed.), 5:00P.M.

(5) Time and Location of Bid Selection:

High School Finance and Enrollment Division,
Miyagi Prefectural Government Building, 16th floor
June 26, 2025 (Thu.), 9:00A.M.

(6) Contact Information:

Management Section, High School Finance and Enrollment Division, Board of Education
Secretariat, Miyagi Prefecture
3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8423
Tel.: 022-211-3623

(7) Language and Currency Used in Contract Procedures

Japanese and Japanese yen only